

国立大学法人滋賀医科大学人事委員会規程

平成31年3月28日制定

(設置)

第1条 国立大学法人滋賀医科大学管理運営組織規程第12条第2項の規定に基づき、国立大学法人滋賀医科大学（以下「本学」という。）に、本学における人事に関する事項を審議するため、人事委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 教職員の選考、採用及び配置に係る方針に関すること。
- (2) 教員選考の実施に関すること。
- (3) 教職員の評価に関すること。
- (4) 教員選考及び職員採用の評価並びに評価後のフォローアップに関すること。
- (5) 本学の関係病院、他大学、官公庁、民間企業等との人事交流の方針に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学長
 - (2) 学長が指名する理事
 - (3) 医学科長
 - (4) 看護学科長
 - (5) 医学科の教授 2名
 - (6) 看護学科の教授 1名
 - (7) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第5号から第7号までの委員は、委員長の指名を経て学長が委嘱し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 欠員により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、前条第1項第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、前条第1項第2号の委員がその職務を代行する。

(議事等)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

- 2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の委員会への出席を求めて、説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 委員会は、専門的事項について調査又は検討するため、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会について必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第8条 委員会の事務は、人事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。